

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月10日
【四半期会計期間】	第73期第3四半期（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）
【会社名】	日立金属株式会社
【英訳名】	Hitachi Metals, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役 執行役社長 持田 農夫男
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目2番1号
【電話番号】	03 - 5765 - 4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 久保田 友康
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目2番1号
【電話番号】	03 - 5765 - 4155
【事務連絡者氏名】	財務部長 久保田 友康
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第72期 第3四半期連結 累計期間	第73期 第3四半期連結 累計期間	第72期 第3四半期連結 会計期間	第73期 第3四半期連結 会計期間	第72期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(百万円)	496,745	308,161	143,080	112,885	590,704
経常利益又は経常損失() (百万円)	29,424	348	281	6,401	10,235
四半期(当期)純利益又は四半期 (当期)純損失()(百万円)	9,597	2,944	5,738	2,736	3,016
純資産額(百万円)	-	-	230,700	206,621	214,576
総資産額(百万円)	-	-	578,134	514,680	530,191
1株当たり純資産額(円)	-	-	591.39	529.54	550.79
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は四半期(当期)純損失金 額()(円)	27.22	8.35	16.28	7.76	8.56
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	36.1	36.3	36.6
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	30,246	42,951	-	-	32,699
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	30,321	17,851	-	-	37,347
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	7,917	16,034	-	-	6,503
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	36,508	42,127	33,476
従業員数(人)	-	-	20,108	17,876	18,740

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第73期第3四半期連結累計期間、第72期第3四半期連結会計期間及び第72期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。また、第72期第3四半期連結累計期間及び第73期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	17,876 [1,894]
---------	----------------

（注）従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員(パートタイマー及び嘱託契約の従業員等)は、[]内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	5,192 [170]
---------	-------------

（注）従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員(パートタイマー及び嘱託契約の従業員等)は、[]内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業区分	金額(百万円)	前年同期比(%)
高級金属製品	50,275	18.1
電子・情報部品	29,198	14.1
高級機能部品	39,325	14.8
サービス他	-	-
合計	118,798	16.1

(注) 上記の金額は販売価額によっており、消費税等は含まれておりません。

(2)受注状況

当第3四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業区分	金額(百万円)	前年同期比(%)
高級金属製品	45,299	16.4
電子・情報部品	21,498	1.3
高級機能部品	33,530	14.5
サービス他	14,894	2.0
合計	115,221	10.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3)販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業区分	金額(百万円)	前年同期比(%)
高級金属製品	50,578	22.5
電子・情報部品	27,088	17.5
高級機能部品	38,077	18.5
サービス他	14,171	23.8
セグメント間の内部売上高消去	17,029	-
合計	112,885	21.1

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記の各セグメントの金額にはセグメント間の内部売上高が含まれております。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、事業等のリスクについて新たに発生した事項または重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第3四半期連結会計期間における世界経済は、米国では依然として深刻な状況が続きましたが、政策効果もあり、緩やかに持ち直しました。欧州でも深刻な状況が続きましたが、下げ止まりました。アジアでは中国を中心として回復しました。わが国経済は、アジア向けを中心とした輸出の増加など、持ち直しの動きも見られましたが、引き続き厳しい状況となりました。

当社グループの関連業界では、自動車は、日米欧各国の景気刺激策により、販売は緩やかな回復傾向となりました。半導体は、需要が引き続き回復基調となりました。携帯電話は、国内は依然として低水準となりました。パソコンは、中国を中心としたアジアで好調となり、米国では回復傾向となりました。鉄鋼は、国内生産に底入れの兆しが見られました。国内住宅着工は、市場の低迷により、深刻な状況が続きました。

このような事業環境のもと、当社グループの自動車・エレクトロニクス関連製品の多くは、需要が回復基調となりましたが、当第3四半期連結会計期間の当社グループの売上高は、前年同期と比較しますと大幅な減収となり、前年同期比21.1%減の112,885百万円となりました。また、営業利益は、前連結会計年度からの事業構造改善施策による固定費削減効果等も寄与したことから、前年同期比3,867百万円増の7,126百万円、経常利益は、前年同期比6,682百万円改善の6,401百万円、四半期純利益は、前年同期比8,474百万円改善の2,736百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりです。各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおります。

高級金属製品

当セグメントの売上高は、前年同期比22.5%減の50,578百万円となりました。また、営業利益は、前年同期比3,449百万円増の3,859百万円となりました。

主要製品の売上の状況は以下のとおりです。

<金型・工具用材料>

流通在庫調整は終息しつつありますが、依然として厳しい状況が続きました。

<電子金属材料>

液晶パネル関連材料及び半導体等パッケージ材料は、アジアを中心とした需要回復により、堅調に推移しました。

<産業機器・エネルギー関連材料>

自動車関連材料は、需要が回復基調となりましたが、エネルギー関連材料は、需要が減速しました。

<各種ロール>

顧客の在庫調整による需要低迷が続きました。

<射出成形機用部品>

射出成形機市場の持ち直しにより、緩やかな需要回復傾向となりました。

<切削工具>

主要ユーザーである自動車産業の需要は緩やかな回復傾向にありますが、工具需要は前連結会計年度の急激な落ち込みを回復するには至りませんでした。

電子・情報部品

当セグメントの売上高は、前年同期比17.5%減の27,088百万円となりました。また、営業利益は、前年同期比760百万円増の2,903百万円となりました。

主要製品の売上の状況は以下のとおりです。

<マグネット>

希土類磁石は、F A関係の回復が鈍かったものの、自動車・家電・パソコン向けを中心に需要が回復基調となりました。フェライト磁石は、自動車向けで需要が回復基調となりました。

<軟質磁性材料>

アモルファス金属材料は、需要がやや足踏み状態でしたが、ソフトフェライトは、需要が持ち直し、ファインメットは、需要が回復基調となりました。

<情報通信機器用部品>

中国向け需要は回復基調にあったものの、欧州向け需要は低迷しました。

高級機能部品

当セグメントの売上高は、前年同期比18.5%減の38,077百万円となりました。また、営業利益は、前年同期比800百万円増の2,469百万円となりました。

主要製品の売上の状況は以下のとおりです。

<高級ダクタイル鋳鉄製品>

乗用車向けで需要が回復基調となりました。

<耐熱鋳造部品>

欧州向けは新規品立ち上がり効果などもあり、北米向けとともに需要が回復傾向となりました。

<アルミホイール>

国内及び北米の需要は回復基調となりました。

<各種管継手>

国内建設需要の減少及び設備投資抑制の影響を受け、需要低迷が続きました。

<ステンレス及びプラスチック配管機器>

国内及び米国における住宅着工の不振により、需要低迷が続きました。

<建築部材>

建設需要の大幅減少や設備投資抑制の影響を受け、需要低迷が続きました。

サービス他

当セグメントの売上高は、前年同期比23.8%減の14,171百万円となりました。また、営業損失は、前年同期比141百万円悪化の88百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりです。

日本

自動車・エレクトロニクス関連製品の多くは、需要が回復基調となりましたが、前年同期と比較しますと大幅な減収となり、売上高は前年同期比23.1%減の93,921百万円となりました。営業利益は、前連結会計年度からの事業構造改善施策による固定費削減効果等も寄与したことから、前年同期比5,505百万円増の6,786百万円となりました。

北米

自動車関連製品の需要は回復基調にありますが、前年同期と比較しますと減収となり、売上高は前年同期比12.9%減の15,399百万円となりました。営業利益は、前連結会計年度からの事業構造改善施策による固定費削減効果等も寄与したものの減収の影響が大きく、前年同期比353百万円減の670百万円となりました。

アジア

自動車・エレクトロニクス関連製品の多くは、需要が回復基調となりましたが、前年同期と比較しますと減収となり、売上高は前年同期比10.5%減の23,268百万円となりました。営業利益は、前連結会計年度からの事業構造改善施策による固定費削減効果等も寄与したことから、前年同期比810百万円増の1,869百万円となりました。

その他

自動車・エレクトロニクス関連製品の多くは、需要が回復基調となり、売上高は前年同期比3.0%増の6,275百万円となりました。営業利益は前年同期比148百万円減の234百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、営業活動の結果得られた資金が投資活動や財務活動に使用した資金を上回ったため、第2四半期連結会計期間末に比べ2,891百万円増加し、42,127百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、13,448百万円(前年同期比7,082百万円の増加)となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益6,078百万円(同10,674百万円の増加)及び減価償却費7,759百万円(同305百万円の減少)を計上したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用した資金は、3,006百万円(同7,675百万円の減少)となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出3,279百万円(同6,850百万円の減少)があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動に使用した資金は、8,062百万円(同1,804百万円の増加)となりました。これは主に有利子負債の減少5,210百万円(同2,499百万円の増加)及び配当金の支払2,244百万円(同501百万円の減少)があったことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、当社は、開発型企業として、継続的に基盤技術の高度化を図り、新技術に挑戦することによって新製品及び新事業を創出し、新たな価値を社会に提供し続けることを事業活動の基本としております。これを推進するため、(株)日立製作所を親会社とする日立グループの一員として、同社との関係において事業運営及び取引では自律性を維持しつつ、研究開発協力等を通じて同グループ各社と緊密な協力関係を保ち、その経営資源を有効に活用することで、高品質の製品及びサービスの提供を図ることとしております。また、当社は、上場会社として、常に株主、投資家及び株式市場からの期待及び評価を認識し、情報の適時かつ適切な開示に努めるとともに、持続的成長の実現に資する経営計画の策定、企業統治の強化等を通じて、合理的で緊張感のある経営を確保することが重要であると認識しております。これらにより、当社は、企業価値の向上及び親会社のみならず広く株主全般に提供される価値の最大化を図ってまいります。

(4) 研究開発活動

当社は開発型企業を目指し、より一層研究開発・新事業創出に注力しております。基幹技術による新製品開発を各カンパニー主導で進めるとともに、従来のカンパニー枠を超えた新製品・新事業についてはコーポレート主導で開発を強化しております。

また、開発分野に応じ日立製作所の主要研究所、大学、独立行政法人の研究所と共同研究、技術研究会および人材交流等により、一層高度な研究開発を行っております。

当第3四半期におけるグループ全体の研究開発費は2,684百万円、研究開発人員は当第3四半期末現在736名であります。各事業分野別の研究主要課題は次のとおりであります。

高級金属製品

当社並びに日立ツール(株)、(株)NEOMAXマテリアルが中心となって、高級特殊鋼、セラミックス、大・中型商用車ディーゼルエンジン排出ガス浄化用セラミックフィルタ(セラキャットフィルタ)の開発を行っております。当事業に係る研究開発費は968百万円となりました。

電子・情報部品

当社並びにMetglas, Inc.が中心となって、電力トランス用低損失アモルファス材、情報端末用高周波部品、高性能磁石、ソフトフェライト、軟磁性金属材料応用製品等の開発を行っております。当事業に係る研究開発費は1,025百万円となりました。

高級機能部品

当社並びに日立バルブ(株)、日立機材(株)が中心となって、自動車用排気系鋳物製品、高級鋳物材料、管継手、バルブその他の配管用部品及び工法等周辺技術を含めた配管トータルシステム、柱脚・柱はり接合部品及び工法、制震システム等の開発を行っております。当事業に係る研究開発費は691百万円となりました。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループを取り巻く事業環境は、米国では依然として深刻な状況が続いていますが、政策効果もあり、緩やかに持ち直しています。欧州でも深刻な状況が続いているものの、下げ止まっています。アジアでは中国を中心として回復しています。わが国経済は、アジア向けを中心とした輸出の増加など、持ち直しの動きも見られますが、引続き厳しい状況となっています。

当社グループの関連業界においては、自動車は、日米欧各国の景気刺激策により、当面は緩やかな回復傾向が続くものと予測されます。エレクトロニクス関連は、中国を中心としたアジアで堅調に推移し、欧米でも緩やかに回復するものと見込まれます。鉄鋼は、国内生産は大幅減産が終息し底入れするものと予想されます。国内住宅着工は、厳しい状況が続く懸念があります。

当社グループは、平成22年3月期を初年度とした次期中期経営計画の策定を見送り、当期を「基盤強化緊急対策の実行」の年と位置づけました。当社グループの関連業界の一部では、今後も厳しい事業環境が続く懸念があります。このような環境下でも収益を確保できる強靱な企業体質への再構築を引き続き進めてまいります。

(6) 資金の財源及び資金の流動性についての分析

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、主にたな卸資産等の運転資金の減少による収入等により、第2四半期連結会計期間末に比べ2,891百万円増加し、42,127百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは13,448百万円の収入となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益6,078百万円及び減価償却費7,759百万円を計上したことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは3,006百万円の支出となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出3,279百万円があったことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは8,062百万円の支出となりました。これは主に有利子負債の減少5,210百万円及び配当金の支払2,244百万円があったことによるものです。

また、当第3四半期連結会計期間末の総資産は514,680百万円で、前連結会計年度末に比べ5,912百万円増加しました。流動資産は227,995百万円で、前連結会計年度末に比べ10,752百万円増加しました。これは主に受取手形及び売掛金が増加したことによるものです。固定資産は286,685百万円で、前連結会計年度末に比べ4,840百万円減少しました。これは主に有形固定資産が減少したことによるものです。

負債合計は308,059百万円で、前連結会計年度末に比べ3,792百万円増加しました。これは主に仕入債務が増加したことによるものです。純資産合計は206,621百万円で、前連結会計年度末に比べ2,120百万円増加しました。これは主に税金等調整前四半期純利益となったこと等によるものです。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループの関連業界の一部では、今後も厳しい事業環境が続く懸念があります。このような事業環境のもと、当社グループは、平成22年3月期を「基盤強化緊急対策の実行」の年と位置づけ、需要低迷下でも収益を確保できる強靱な企業体質への再構築を進めてまいります。具体的には、コスト構造改革、製品戦略の見直し、新製品の開発加速、及び投資の見直しを推進してまいります。

今後、人口の減少に伴う国内市場の縮小と顧客の海外生産移転、新興国の成長に伴うグローバル競争の激化、環境意識の高まりなどにより、当社グループを取り巻く事業環境の急速な変化が予想されます。当社グループの存立基盤を根本的に見直し、戦略分野に経営資源を集中することにより、新たな成長を目指してまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株)(平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株)(平成22年2月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	366,557,889	366,557,889	(株)東京証券取引所市場第一部 (株)大阪証券取引所市場第一部	権利内容に限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
計	366,557,889	366,557,889	-	-

(注)「提出日現在発行数」には、平成22年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

2016年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債(平成19年9月13日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	20,000個及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1百万円で除した個数の合計数 なお、本社債の額面1百万円に付する本新株予約権の数は1個とする
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(権利内容に限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株である)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注2)
新株予約権の行使期間	(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 2,056 資本組入額 1,028
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)
新株予約権付社債の残高(百万円)	20,000
代用払込みに関する事項	(注7)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注8)

(注)1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額(1百万円)の総額を2項に記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使に際し交付する株式数に1株未満の端数がある場合はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法(平成17年法律第86号)に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、当該行使請求の時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算

する。

2. (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額(本社債の額面金額の100%)と同額とする。
- (2) 転換価額は、当初、2,056円とする。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)、併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)等の発行、一定限度を超える配当支払い、組織再編等(以下に定義する。)その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において、以下のいずれかが承認されることをいう。

当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。)

資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却又は移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が第三者に移転される場合に限る。)

会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が承継会社に承継される場合に限る。)

株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)

その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるもの

- (4) 転換価額は、(A)組織再編等が生じた場合であってかつ(i)当該時点において適用ある法律に従い(当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。)、発行要項の規定に基づき承継会社等(組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受けることが予定されている会社をいう。)による新株予約権の交付の措置を講ずることができない場合、(ii)法律上は発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講ずることができるものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(iii)当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日又は当該組織再編等の効力発生日の25日前のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の証券取引所若しくは証券市場の運営組織から得ていない場合、又は(iv)発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講じたとしても、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場されないことを、上記株主総会若しくは取締役会における承認日時点において当社が予想している場合のいずれかの条件を満たす旨の通知を当社が本社債権者に送付した場合、又は(B)発行要項の規定に基づき上場廃止等による繰上償還が可能となる場合、転換価額減額期間(以下に定義する。)において、以下に述べる転換価額に減額されるものとする。

減額後の転換価額は、上記(2)の当初転換価額が決定された日時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した転換価額減額開始日(以下に定義する。)時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、転換価額減額開始日及び本新株予約権付社債の要項に定める参照株価に応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される減額後の転換価額の最低額は条件決定日における当社普通株式の終値とし、最高額は当初転換価額とする。かかる方式の詳細は、当社の代表執行役又は代理人が、取締役会による授権に基づき、当初転換価額の決定と同時に決定する。

「転換価額減額期間」とは、所定の例外が適用される場合を除き、上記(A)の場合は、転換価額減額開始日から当該組織再編等の効力発生日の5東京営業日前の日までの期間をいい、上記(B)の場合は、転換価額減額開始日から30日の期間をいう。

「転換価額減額開始日」とは、上記(A)又は(B)の通知の日から10東京営業日(組織再編等が公開買付けの最初の決済日から60日以内に生じない場合に、残存する本社債の全部を、その額面金額の100%で繰上償還する場合は2東京営業日)以内の日で当社が指定する日をいう。

3. 本新株予約権の行使期間は、2007年9月27日から2016年8月30日までとする。
但し、(i)発行要項に定める当社の選択による本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の3東京営業日前の日の営業終了時（行使請求地時間）まで（但し、発行要項に定める税制変更等による繰上償還を受けないことが選択された各本社債を除く。）、(ii)発行要項に定める本社債権者の選択による繰上償還及び組織再編等及び上場廃止事由が発生した場合の本社債権者の選択による繰上償還の場合には、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、(iii)買入消却の場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、及び(iv)債務不履行等による期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記にかかわらず、当社が9項に従って本社債を取得する場合は、当該取得の通知の翌日から当該取得日までの期間中、及び当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間（但し、かかる期間は転換価額減額期間に至ることはできない。）中は、本新株予約権を行使することはできない。
また、本社債が償還された場合、本社債が消却された場合及び本社債が失効した場合は、会社法第287条に従い、当該本社債に係る本新株予約権は当然に消滅する。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、転換価額を基準とした1株当たりの金額を記載している。なお、本新株予約権付社債の発行要項においては、「各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条(平成21年4月1日同規則改正後の第17条)の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。」と定められている。
5. 本新株予約権の行使の条件は、次のとおりとする。
(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
(2) 2016年6月13日まで（同日を含まない。）は、本社債権者は、ある四半期の最後の取引日（9項に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日まで（2016年4月1日から始まる四半期については、2016年6月13日まで）の期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下の、及びの期間は適用されない。
(i)株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付（格付がなされた場合に限る。以下同じ。）がBBB以下である期間、又は(ii)R&Iによる当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間
当社が、本新株予約権付社債権者に対して、当社の選択による本社債の繰上償還の通知を行った後の期間
当社が組織再編等を行うにあたり、3項に記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に従い当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間
6. 会社法第254条の規定により本新株予約権付社債に付された新株予約権のみを譲渡することはできない。
7. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。
8. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりとする。
(1) 組織再編等が発生した場合には、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)当該時点で適用のある法律上（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。）、これを行うことが可能であり、(ii)そのための現実的な仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本項に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社であるUnion Bank of California, N.A.(Union Bank, N.A.に社名変更)（以下「受託会社」という。）に対して、2項(4)に記載の(i)から(iv)までのいずれかの条件が満たされた旨の代表執行役が署名した証明書を交付する場合には、適用されない。
(2) (1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は次のとおりとする。
新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数

と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下の(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は2項(3)又は(4)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、3項に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の新株予約権の行使は、5項(1)及び(2)と同様の制限を受ける。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条(平成21年4月1日同規則改正後の第17条)の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(3) (1)の定めに従い承継会社等の新株予約権が発行される場合、当該組織再編等の効力発生日をもつ

て本新株予約権は消滅し、本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書に基づく義務は承継会社等が引き受け又は承継するものとする。当社は、本社債及び当該信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

9. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、2012年9月13日以降、当社の株式が当該証券取引所（以下に定義する。）に上場されていることを条件として、本社債権者に対する通知（以下「取得通知」という。）を行うことにより、取得日（以下に定義する。）現在残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を取得することができる。「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。この場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。当社は、本項により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)本社債（本新株予約権を除く。）の対価として額面金額の100%に相当する金額、及び(ii)転換価値（以下に定義する。）から額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり平均VWAP（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、その時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。）をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日（以下に定義する。）目の日に始まる20連続取引日（以下「関係VWAP期間」という。）に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。

本項において「取引日」とは、該当証券取引所（東京証券取引所又は、当社若しくは承継会社等の普通株式が東京証券取引所に上場されていない場合には、当該普通株式が上場（店頭登録又は証券取引所における取引を含む。）されている日本国内の主要な証券取引所若しくは証券市場をいう。）が開設されている日をいい、当社の普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。当該20連続取引日中に転換価額の調整又は減額事由が発生した場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の払込金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{株当たり平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係VWAP期間の最終日の転換価額をいう。

2019年満期ユーロ円建取得条項（額面現金決済型）付転換社債型新株予約権付社債(平成19年9月13日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	20,000個及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1百万円で除した個数の合計数 なお、本社債の額面1百万円に付する本新株予約権の数は1個とする
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株である）
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注2)
新株予約権の行使期間	(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 2,042 資本組入額 1,021
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)
新株予約権付社債の残高(百万円)	20,000
代用払込みに関する事項	(注7)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注8)

- (注)1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額(1百万円)の総額を2項に記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使に際し交付する株式数に1株未満の端数がある場合はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法（平成17年法律第86号）に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、当該行使請求の時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。
2. (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額(本社債の額面金額の100%)と同額とする。
- (2) 転換価額は、当初、2,042円とする。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い、組織再編等（以下に定義する。）その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において、以下のいずれかが承認されることをいう。

当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。）

資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却又は移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が第三者に移転される場合に限る。）

会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が承継会社に承継される場合に限る。）

株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）

その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるもの

- (4) 転換価額は、(A)組織再編等が生じた場合であってかつ(i)当該時点において適用ある法律に従い（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。）、発行要項の規定に基づき承継会社等（組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受けることが予定されている会社をいう。）による新株予約権の交付の措置を講ずることができない場合、(ii)法律上は発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講ずることができるものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(iii)当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日又は当該組織再編等の効力発生日の25日前のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の証券取引所若しくは証券市場の運営組織から得ていない場合、又は(iv)発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講じたとしても、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場されないことを、上記株主総会若しくは取締役会における承認日時点において当社が予想している場合のいずれかの条件を満たす旨の通知を当社が本社債権者に送付した場合、又は(B)発行要項の規定に基づき上場廃止等による繰上償還が可能となる場合、転換価額減額期間（以下に定義する。）において、以下に述べる転換価額に減額されるものとする。

減額後の転換価額は、上記(2)の当初転換価額が決定された日時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した転換価額減額開始日（以下に定義する。）時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、転換価額減額開始日及び本新株予約権付社債の要項に定める参照株価に応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される減額後の転換価額の最低額は条件決定日における当社普通株式の終値とし、最高額は当初転換価額とする。かかる方式の詳細は、当社の代表執行役又は代理人が、取締役会による授権に基づき、当初転換価額の決定と同時に決定する。

「転換価額減額期間」とは、所定の例外が適用される場合を除き、上記(A)の場合は、転換価額減額開始日から当該組織再編等の効力発生日の5東京営業日前の日までの期間をいい、上記(B)の場合は、転換価額減額開始日から30日の期間をいう。

「転換価額減額開始日」とは、上記(A)又は(B)の通知の日から10東京営業日（組織再編等が公開買付けの最初の決済日から60日以内に生じない場合に、残存する本社債の全部を、その額面金額の100%で繰上償還する場合は2東京営業日）以内の日で当社が指定する日をいう。

3. 本新株予約権の行使期間は、2007年9月27日から2019年8月30日までとする。

但し、(i)発行要項に定める当社の選択による本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の3東京営業日前の日の営業終了時（行使請求地時間）まで（但し、発行要項に定める税制変更等による繰上償還を受けないことが選択された各本社債を除く。）、(ii)発行要項に定める本社債権者の選択による繰上償還及び組織再編等及び上場廃止事由が発生した場合の本社債権者の選択による繰上償還の場合には、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、(iii)買入消却の場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、及び(iv)債務不履行等による期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記にかかわらず、当社が9項に従って本社債を取得する場合は、当該取得の通知の翌日から当該取得日までの期間中、及び当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間（但し、かかる期間は転換価額減額期間に至ることはできない。）中は、本新株予約権を行使することはできない。

また、本社債が償還された場合、本社債が消却された場合及び本社債が失効した場合は、会社法第287条に従い、当該本社債に係る本新株予約権は当然に消滅する。

4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、転換価額を基準とした1株当たりの金額を記載している。なお、本新株予約権付社債の発行要項においては、「各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条(平成21年4月1日同規則改正後の第17条)の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。」と定められている。
5. 本新株予約権の行使の条件は、次のとおりとする。
- (1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 2019年6月13日まで(同日を含まない。)は、本社債権者は、ある四半期の最後の取引日(9項に定義する。)に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日まで(2019年4月1日から始まる四半期については、2019年6月13日まで)の期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下の、及びの期間は適用されない。
- (i) 株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&I」という。)による当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付(格付がなされた場合に限る。以下同じ。)がBBB以下である期間、又は(ii)R&Iによる当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間
- 当社が、本新株予約権付社債権者に対して、当社の選択による本社債の繰上償還の通知を行った後の期間
- 当社が組織再編等を行うにあたり、3項に記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に従い当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間
6. 会社法第254条の規定により本新株予約権付社債に付された新株予約権のみを譲渡することはできない。
7. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。
8. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりとする。
- (1) 組織再編等が発生した場合には、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)当該時点で適用のある法律上(当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。)、これを行うことが可能であり、(ii)そのための現実的な仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本項に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社であるUnion Bank of California, N.A.(Union Bank, N.A.に社名変更)(以下「受託会社」という。)に対して、2項(4)に記載の(i)から(iv)までのいずれかの条件が満たされた旨の代表執行役が署名した証明書を交付する場合には、適用されない。
- (2) (1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は次のとおりとする。
- 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
- 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下の(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は2項(3)又は(4)と同様の調整に服する。
- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにす

る。

- (ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、3項に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の新株予約権の行使は、5項(1)及び(2)と同様の制限を受ける。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条(平成21年4月1日同規則改正後の第17条)の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (3) (1)の定めに従い承継会社等の新株予約権が発行される場合、当該組織再編等の効力発生日をもって本新株予約権は消滅し、本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書に基づく義務は承継会社等が引き受け又は承継するものとする。当社は、本社債及び当該信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

9. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、2014年9月13日以降、当社の株式が当該証券取引所（以下に定義する。）に上場されていることを条件として、本社債権者に対する通知（以下「取得通知」という。）を行うことにより、取得日（以下に定義する。）現在残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を取得することができる。「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。この場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。当社は、本項により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)本社債（本新株予約権を除く。）の対価として額面金額の100%に相当する金額、及び(ii)転換価値（以下に定義する。）から額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり平均VWAP（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、その時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。）をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日（以下に定義する。）目の日に始まる20連続取引日（以下「関係VWAP期間」という。）に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。

本項において「取引日」とは、当該証券取引所（東京証券取引所又は、当社若しくは承継会社等の普通株式が東京証券取引所に上場されていない場合には、当該普通株式が上場（店頭登録又は証券取引所における取引を含む。）されている日本国内の主要な証券取引所若しくは証券市場をいう。）が開設されている日であり、当社の普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。当該20連続取引日中に転換価額の調整又は減額事由が発生した場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の払込金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{株当たり平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係VWAP期間の最終日の転換価額をいう。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数 残高(千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	-	366,558	-	26,284	-	36,699

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、平成21年9月30日現在で上位10名以内の大株主であったクレディ スイス セキュリティズ(ヨーロッパ)リミテッド及びミレニウムが上位10名以内の大株主ではなくなり、以下の株主が上位10名以内の大株主となったことが判明いたしました。

平成21年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ノーザン トラスト カンパニー	50 BANK STREET CANARY WH ARF LONDON E14 5NT, UK	5,395	1.47
クレディスイス・セキュリティー ズ(ユーエスエー)エルエルシー	ELEVEN MADISON AVE. NEW YORK NY 10010 USA	3,276	0.89

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式)		
	普通株式 14,062,000	-	普通株式は権利内容に限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式(その他)	(相互保有株式)		
	普通株式 65,000	-	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 351,028,000	351,028	同上
単元未満株式	普通株式 1,402,889	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	366,557,889	-	-
総株主の議決権	-	351,028	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。
「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日立金属(株)	東京都港区芝浦一丁目2番1号	14,062,000	-	14,062,000	3.84
青山特殊鋼(株)	東京都中央区新川二丁目9番11号	63,000	-	63,000	0.02
出雲造機(株)	島根県安来市恵乃島町134	1,000	-	1,000	0.00
秦精工(株)	島根県安来市黒井田町691	1,000	8,000	9,000	0.00
計	-	14,127,000	8,000	14,135,000	3.86

(注) 秦精工株式会社の「他人名義所有株式数」には、同社が加入している日立金属取引先持株会(東京都港区芝浦一丁目2番1号)名義の株式のうち、平成21年12月31日現在の同社の持分に相当する数(1,000株未満を切り捨て。)を記載しております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	818	901	925	938	1,007	968	1,013	917	944
最低(円)	702	740	743	671	863	861	820	732	806

(注) 最高・最低株価は、(株)東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	30,943	24,514
受取手形及び売掛金	2 81,028	2 70,962
関係会社預け金	10,585	8,473
商品及び製品	32,148	41,422
仕掛品	28,271	28,410
原材料及び貯蔵品	24,526	30,189
その他	20,976	25,143
貸倒引当金	482	845
流動資産合計	227,995	228,268
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	56,700	57,646
機械装置及び運搬具(純額)	82,527	88,220
土地	50,935	51,259
その他(純額)	12,470	18,872
有形固定資産合計	1 202,632	1 215,997
無形固定資産		
のれん	44,674	46,785
その他	6,647	6,940
無形固定資産合計	51,321	53,725
投資その他の資産		
投資有価証券	11,215	10,833
その他	23,650	23,352
貸倒引当金	2,133	1,984
投資その他の資産合計	32,732	32,201
固定資産合計	286,685	301,923
資産合計	514,680	530,191

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	62,942	47,733
短期借入金	56,941	66,553
コマーシャル・ペーパー	9,000	6,000
1年内返済予定の長期借入金	1,472	3,653
1年内償還予定の社債	10,000	6,025
未払法人税等	1,643	1,790
引当金	110	121
その他	30,415	40,263
流動負債合計	172,523	172,138
固定負債		
社債	24,000	34,000
転換社債型新株予約権付社債	40,000	40,000
長期借入金	37,933	33,888
退職給付引当金	22,458	23,228
その他の引当金	4,000	4,101
その他	7,145	8,260
固定負債合計	135,536	143,477
負債合計	308,059	315,615
純資産の部		
株主資本		
資本金	26,284	26,284
資本剰余金	41,243	41,243
利益剰余金	145,126	152,789
自己株式	10,662	10,641
株主資本合計	201,991	209,675
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,295	279
為替換算調整勘定	16,638	15,801
評価・換算差額等合計	15,343	15,522
少数株主持分	19,973	20,423
純資産合計	206,621	214,576
負債純資産合計	514,680	530,191

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
売上高	496,745	308,161
売上原価	401,010	255,669
売上総利益	95,735	52,492
販売費及び一般管理費	62,801	1 48,867
営業利益	32,934	3,625
営業外収益		
受取利息	460	308
受取配当金	183	98
その他	4,521	2,810
営業外収益合計	5,164	3,216
営業外費用		
支払利息	2,164	1,598
為替差損	1,806	491
その他	4,704	4,404
営業外費用合計	8,674	6,493
経常利益	29,424	348
特別利益		
固定資産売却益	113	-
関係会社株式売却益	638	-
匿名組合清算益	-	2 1,025
特別利益合計	751	1,025
特別損失		
減損損失	107	45
固定資産処分損	40	-
投資有価証券評価損	4,435	-
関係会社事業損失引当金繰入額	368	-
事業構造改善費用	-	3,965
関係会社貸倒引当金繰入額	150	-
特別損失合計	5,100	4,010
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	25,075	2,637
法人税等	13,516	56
少数株主利益	1,962	363
四半期純利益又は四半期純損失()	9,597	2,944

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	143,080	112,885
売上原価	120,182	88,874
売上総利益	22,898	24,011
販売費及び一般管理費	19,639	16,885
営業利益	3,259	7,126
営業外収益		
受取利息	108	124
受取配当金	66	26
受取保険金	517	-
その他	904	1,126
営業外収益合計	1,595	1,276
営業外費用		
支払利息	726	511
為替差損	3,105	-
製品補償費	-	689
その他	1,304	801
営業外費用合計	5,135	2,001
経常利益又は経常損失()	281	6,401
特別利益		
関係会社株式売却益	638	-
特別利益合計	638	-
特別損失		
減損損失	-	45
投資有価証券評価損	4,435	-
関係会社事業損失引当金繰入額	368	-
事業構造改善費用	-	278
関係会社貸倒引当金繰入額	150	-
特別損失合計	4,953	323
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	4,596	6,078
法人税等	683	3,042
少数株主利益	459	300
四半期純利益又は四半期純損失()	5,738	2,736

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	25,075	2,637
減価償却費	23,351	22,658
のれん及び負ののれん償却額	1,776	1,977
投資有価証券評価損益(は益)	4,435	20
受取利息及び受取配当金	643	406
支払利息	2,164	1,598
売上債権の増減額(は増加)	18,392	12,041
たな卸資産の増減額(は増加)	7,957	14,264
仕入債務の増減額(は減少)	13,516	16,569
未払費用の増減額(は減少)	5,831	2,553
その他	5,114	329
小計	52,360	39,120
法人税等の支払額	22,114	3,476
法人税等の還付額	-	7,307
営業活動によるキャッシュ・フロー	30,246	42,951
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	879	458
関係会社株式の取得による支出	-	159
関係会社株式の売却による収入	-	127
有形固定資産の取得による支出	31,620	18,170
有形固定資産の売却による収入	1,646	372
無形固定資産の取得による支出	1,769	831
利息及び配当金の受取額	746	398
その他	203	46
投資活動によるキャッシュ・フロー	30,321	17,851
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	11,863	9,029
コマーシャル・ペーパーの増減額(は減少)	-	3,000
長期借入れによる収入	4,781	6,000
長期借入金の返済による支出	6,313	3,636
社債の償還による支出	10,565	5,921
利息の支払額	2,377	1,732
自己株式の取得による支出	101	23
自己株式の売却による収入	19	2
配当金の支払額	4,583	4,230
少数株主への配当金の支払額	641	465
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,917	16,034
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,068	370
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	11,060	8,696
現金及び現金同等物の期首残高	47,821	33,476
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	253	-
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物増減額(は減少)	-	45
現金及び現金同等物の四半期末残高	36,508	42,127

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1)連結範囲の変更 東和電子(株)、(株)NEOMAXバリオは、第2四半期連結会計期間において清算し、日立金属(東莞)耐摩合金有限公司は、当第3四半期連結会計期間において清算したため、連結の範囲から除外しております。 また、当第3四半期連結会計期間において、NEOMAXエンジニアリング(株)は、NEOMAX機工(株)と合併し清算したため、連結の範囲から除外しております。なお、NEOMAX機工(株)は、合併後NEOMAXエンジニアリング(株)に商号変更しております。 (2)変更後の連結子会社の数 71社
2. 持分法の範囲に関する事項の変更	(1)持分法適用関連会社の変更 (株)杉山チェンは当第3四半期連結会計期間において株式を売却したため、持分法の適用範囲から除外しております。 (2)変更後の持分法適用関連会社の数 10社
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	従来、12月末日又は1月末日を決算日としている連結子会社15社は、連結決算日との差異が3ヶ月以内であるため当該連結子会社の決算日の財務諸表に基づき連結財務諸表を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っておりましたが、より適切な経営情報を把握するために連結決算日における当該連結子会社の仮決算の検討を進めた結果、実務上の対応が可能となったため、第1四半期連結会計期間より連結決算日における仮決算による財務諸表にて連結する方法に変更しております。 なお、この決算日の変更による当該連結子会社の1月1日又は2月1日から3月末日までの損益については、利益剰余金の減少として直接計上しており、現金及び現金同等物の増減については、連結キャッシュ・フロー計算書の「連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物増減額」として表示しております。
4. 会計処理基準に関する事項の変更	(会計基準等の改正に伴う変更) 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第3四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 なお、これによる売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純損失に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	一部の連結子会社は、固定資産の減価償却費の算定方法について合理的な予算に基づく年間償却予定額を期間按分する方法により算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し第2四半期連結会計期間に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出しております。
3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等や一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法により算出しております。また、前連結会計年度末以降に経営環境等や一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法により算出しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、見積実効税率を使用できない場合は、法定実効税率を使用しております。なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	前第3四半期連結会計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「製品補償費」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。 なお、前第3四半期連結会計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「製品補償費」は6百万円であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、417,311百万円であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、410,208百万円であります。
2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高 受取手形割引高 - 百万円 受取手形裏書譲渡高 289百万円 手形信託契約に基づく遡及義務 1,379百万円	2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高 受取手形割引高 4百万円 受取手形裏書譲渡高 344百万円 手形信託契約に基づく遡及義務 2,094百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)																																								
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>荷造発送費</td><td>10,255</td></tr> <tr><td>販売雑費</td><td>2,127</td></tr> <tr><td>給料諸手当</td><td>16,127</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>1,650</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td>2,688</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>946</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>2,478</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>5,446</td></tr> <tr><td>のれん償却費</td><td>2,443</td></tr> </tbody> </table>	科目	金額 (百万円)	荷造発送費	10,255	販売雑費	2,127	給料諸手当	16,127	退職給付費用	1,650	福利厚生費	2,688	減価償却費	946	賃借料	2,478	研究開発費	5,446	のれん償却費	2,443	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>荷造発送費</td><td>6,555</td></tr> <tr><td>販売雑費</td><td>1,239</td></tr> <tr><td>給料諸手当</td><td>12,763</td></tr> <tr><td>退職給付引費用</td><td>1,790</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td>2,191</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>1,086</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>2,335</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>3,767</td></tr> <tr><td>のれん償却費</td><td>2,156</td></tr> </tbody> </table> <p>2. 匿名組合清算益は当社連結子会社が出資しておりました航空機リースを事業とする匿名組合が終了したことによる出資配当金等であります。</p>	科目	金額 (百万円)	荷造発送費	6,555	販売雑費	1,239	給料諸手当	12,763	退職給付引費用	1,790	福利厚生費	2,191	減価償却費	1,086	賃借料	2,335	研究開発費	3,767	のれん償却費	2,156
科目	金額 (百万円)																																								
荷造発送費	10,255																																								
販売雑費	2,127																																								
給料諸手当	16,127																																								
退職給付費用	1,650																																								
福利厚生費	2,688																																								
減価償却費	946																																								
賃借料	2,478																																								
研究開発費	5,446																																								
のれん償却費	2,443																																								
科目	金額 (百万円)																																								
荷造発送費	6,555																																								
販売雑費	1,239																																								
給料諸手当	12,763																																								
退職給付引費用	1,790																																								
福利厚生費	2,191																																								
減価償却費	1,086																																								
賃借料	2,335																																								
研究開発費	3,767																																								
のれん償却費	2,156																																								

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。		販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
科目	金額 (百万円)	科目	金額 (百万円)
荷造発送費	3,010	荷造発送費	2,451
販売雑費	609	販売雑費	452
給料諸手当	4,974	給料諸手当	4,151
退職給付費用	540	退職給付費用	591
福利厚生費	804	福利厚生費	773
減価償却費	303	減価償却費	350
賃借料	830	賃借料	782
研究開発費	1,728	研究開発費	1,326
のれん償却費	722	のれん償却費	707

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)		現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	
現金及び預金勘定	30,612 百万円	現金及び預金勘定	30,943 百万円
有価証券(MMF等)	186	有価証券(MMF等)	599
関係会社預け金	5,528	関係会社預け金	10,585
流動資産のその他に 含まれる預け金	182	流動資産のその他に 含まれる預け金	-
現金及び現金同等物	<u>36,508</u> 百万円	現金及び現金同等物	<u>42,127</u> 百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 366,558千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 14,085千株

3. 新株予約権等に関する事項

(1)2016年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 9,727,626株

新株予約権付社債の四半期連結会計期間末残高 親会社 20,000百万円

(2)2019年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 9,794,319株

新株予約権付社債の四半期連結会計期間末残高 親会社 20,000百万円

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月29日 取締役会	普通株式	2,115	6.0	平成21年3月31日	平成21年6月2日	利益剰余金
平成21年10月27日 取締役会	普通株式	2,115	6.0	平成21年9月30日	平成21年11月27日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	高級 金属製品 (百万円)	電子・ 情報部品 (百万円)	高級機能部品 (百万円)	サービス他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	59,850	25,689	40,160	17,381	143,080	-	143,080
(2)セグメント間の内部売上 高又は振替高	5,425	7,142	6,536	1,222	20,325	20,325	-
計	65,275	32,831	46,696	18,603	163,405	20,325	143,080
営業利益	410	2,143	1,669	53	4,275	1,016	3,259

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	高級 金属製品 (百万円)	電子・ 情報部品 (百万円)	高級機能部品 (百万円)	サービス他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	46,257	20,497	32,788	13,343	112,885	-	112,885
(2)セグメント間の内部売上 高又は振替高	4,321	6,591	5,289	828	17,029	17,029	-
計	50,578	27,088	38,077	14,171	129,914	17,029	112,885
営業利益又は営業損失()	3,859	2,903	2,469	88	9,143	2,017	7,126

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	高級 金属製品 (百万円)	電子・ 情報部品 (百万円)	高級機能部品 (百万円)	サービス他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	201,586	90,985	134,182	69,992	496,745	-	496,745
(2)セグメント間の内部売上 高又は振替高	21,293	26,384	22,175	4,665	74,517	74,517	-
計	222,879	117,369	156,357	74,657	571,262	74,517	496,745
営業利益	14,962	12,808	8,398	1,112	37,280	4,346	32,934

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

	高級 金属製品 (百万円)	電子・ 情報部品 (百万円)	高級機能部品 (百万円)	サービス他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	128,300	53,534	86,475	39,852	308,161	-	308,161
(2)セグメント間の内部売上 高又は振替高	10,759	19,369	14,262	2,326	46,716	46,716	-
計	139,059	72,903	100,737	42,178	354,877	46,716	308,161
営業利益又は営業損失()	1,289	3,172	2,310	371	6,400	2,775	3,625

(注)1. 事業区分の方法

製品の種類、製造方法、販売方法等の類似性、収益管理等の単位を勘案し、事業区分を行っております。

2. 各事業区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
高級金属製品	高級特殊鋼(金型・工具用材料、電子金属材料[ディスプレイ関連材料、半導体等パッケージ材料]、産業機器・エネルギー関連材料)、各種ロール(鉄鋼圧延用・非金属圧延用・非金属用)、射出成形機用部品、構造用セラミックス部品、鉄骨構造部品、切削工具
電子・情報部品	マグネット(希土類磁石[NEOMAX]・フェライト磁石等およびその応用品)、情報通信機器用部品(積層部品、アイソレータ)、IT機器用材料・部品、軟質磁性材料(ソフトフェライトコアおよびその応用品、ナノ結晶軟磁性材料[ファインメット]およびその応用品、アモルファス金属材料[Metglas]およびその応用品)
高級機能部品	自動車用高級鋳物部品(高級ダクタイル鋳鉄製品、耐熱鋳造部品、アルミホイール、その他アルミニウム製品)、設備配管機器(各種管継手、ステンレスおよびプラスチック配管機器、冷却水供給装置、精密流体制御機器)、建築部材(内装システム、構造システム、マテハンシステム)
サービス他	その他の販売・サービス等

3. 本セグメント情報の金額は消費税等抜きで表示しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	103,134	16,278	17,618	6,050	143,080	-	143,080
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	18,952	1,400	8,382	40	28,774	28,774	-
計	122,086	17,678	26,000	6,090	171,854	28,774	143,080
営業利益	1,281	1,023	1,059	382	3,745	486	3,259

当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	75,797	14,614	16,262	6,212	112,885	-	112,885
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	18,124	785	7,006	63	25,978	25,978	-
計	93,921	15,399	23,268	6,275	138,863	25,978	112,885
営業利益	6,786	670	1,869	234	9,559	2,433	7,126

前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	349,766	56,491	65,441	25,047	496,745	-	496,745
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	72,183	5,209	28,809	204	106,405	106,405	-
計	421,949	61,700	94,250	25,251	603,150	106,405	496,745
営業利益	26,087	4,324	5,368	992	36,771	3,837	32,934

当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	206,115	37,173	46,585	18,288	308,161	-	308,161
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	49,045	2,991	20,140	162	72,338	72,338	-
計	255,160	40,164	66,725	18,450	380,499	72,338	308,161
営業利益	1,977	118	4,065	832	6,992	3,367	3,625

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1)北 米米国

(2)ア ジ アシンガポール・中国・香港・台湾・タイ・フィリピン・韓国

(3)そ の 他ドイツ

3. 本セグメント情報の金額は消費税等抜きで表示しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
海外売上高	14,681	28,648	8,308	1,431	53,068
連結売上高					143,080
海外売上高の連結売上高に 占める割合	10.3%	20.0%	5.8%	1.0%	37.1%

当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
海外売上高	12,501	24,634	8,310	1,357	46,802
連結売上高					112,885
海外売上高の連結売上高に 占める割合	11.1%	21.8%	7.4%	1.2%	41.5%

前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
海外売上高	49,419	107,848	32,642	5,752	195,661
連結売上高					496,745
海外売上高の連結売上高に 占める割合	9.9%	21.7%	6.6%	1.2%	39.4%

当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
海外売上高	32,048	71,009	24,216	4,206	131,479
連結売上高					308,161
海外売上高の連結売上高に 占める割合	10.4%	23.0%	7.9%	1.4%	42.7%

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

- (1)北 米米国・カナダ
- (2)ア ジ ア韓国・中国・香港・台湾・シンガポール
- (3)欧 州EU諸国
- (4)そ の 他中南米

3. 海外売上高は、提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

4. 売上高の金額は消費税等抜きで表示しております。

(リース取引関係)

記載すべき事項はありません。

(有価証券関係)

記載すべき事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

記載すべき事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

記載すべき事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 529円54銭	1株当たり純資産額 550円79銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 27円22銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 8円35銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	9,597	2,944
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	9,597	2,944
期中平均株式数(千株)	352,527	352,485
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 16円28銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 7円76銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	5,738	2,736
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	5,738	2,736
期中平均株式数(千株)	352,511	352,477
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

記載すべき事項はありません。

2【その他】

(剰余金の配当)

平成21年10月27日開催の取締役会において、平成21年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、剰余金の配当(中間)を行うことを次のとおり決議しました。

配当財産の種類及び帳簿価額の総額 金銭による配当 総額 2,115百万円

株主に対する配当財産の割当てに関する事項 1株当たり6円

当該剰余金の配当がその効力を生ずる日 平成21年11月27日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

記載事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月9日

日立金属株式会社

代表執行役
執行役社長 持田 農夫男 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 榮一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鹿島 かおる 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片倉 正美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日立金属株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日立金属株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より、連結キャッシュ・フロー計算書における「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に含めていた利息及び配当金の受取額並びに利息の支払額を、それぞれ「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に含めることに変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

日立金属株式会社

代表執行役
執行役社長 持田 農夫男 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鹿島 かおる 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中山 清美 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片倉 正美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日立金属株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日立金属株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。